最終更新日：2020 年 11 月 30 日

国会

政令番号: 55/2010/QH12

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

食品安全法

ベトナム社会主義共和国において 1992 年に制定された憲法、一部修正、補足条項を追加した政令：51/2001/QH10 に基づくものとする。

食品安全法は国会において公布されるものとする。

第 I 章
一般的な規定

第 1 条. 適用範囲

当法は、食品安全保証に関わる組織、個人の権利、および義務；食品、食品生産、食品取引、食品の輸出入に関する安全保証条件；食品広告、商品表示；食品検査、食品安全に関する危機分析；食品安全事故の予防・防止・克服；食品安全の情報、教育、伝達；食品安全に関する国家の管理責任を規定するものとする。

第 2 条. 用語解説

当法では次の用語は以下のように理解されるものとする。

1. 「食品安全」とは、食品が人間の健康、生命に危害を及ぼさないように保証することである。

2. 「食品由来の疾病」とは、人間に病気を引き起こす要因に汚染された食品を摂取することにより発症する病気のことである。

3. 「食品加工助剤」とは、製造加工のために必要とされるもので、食品原料、または食品成分を加工する際に使用される物質であり、食品から分離されるもの、もしくは、食品中に含有されるものである。

4. 「食品加工」とは、食品原料、または、食製品をつくるために、工業的もしくは手工業的方法により、加工前処理の食品、または、生鮮食品を処理する過程のことである。

5. 「飲食サービス事業所」とは、食品加工を行う場所であり、店舗、ファストフードや加熱食品を提供するショップ、レストラン、弁当店、カフェテリア、共同調理施設を含むものとする。

6. 「食品安全保証条件」とは、管轄の国家機関が人間の健康、生命に関する食品の安全を保証する目的で公布するものであり、食品、食品生産、食品取引を行う事業所、食品取引と食品生産に関する技術的基準、および、その他の規定のことである。

7. 「食品検査」とは、1 つ、もしくは、すべての試験であり、食品、食品添加物、食品加工助剤、食品に補充する物質、食品用の器具、包装、容器に関する技術的基準、相応する標準に適合しているかどうか評価を行うことである。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

8. 「食品取引」とは、食品の紹介、保管サービス、輸送サービス、販売のうちの 1 つ、複数もしくはすべてを行うことである。

9. 「食製品のロット」とは、1 つの事業所により生産された同じ名称、品質、原料、賞味期限を有する 1 種類の食品であることが確定されている一定量の食製品である。

10. 「食中毒」 とは、汚染された食物、もしくは、毒性物質を有する食品を摂取することにより発症する病理状態である。

11. 「食品汚染危機」とは、 食品生産、食品取引の過程において汚染を引き起こす物質が食品中に進入する可能性があることである。

12. 「食品汚染」とは、人間の健康、生命に危害を及ぼすような食品汚染の要因が発生することである。

13.「食品添加物」とは、食品の生産過程において食品に加えられる物質であり、栄養的価値を有するものも無いものもあり、食品としての特性を保持、または、改善するために用いられるものである。

14.「食品生産」とは、食品をつくる目的のために行う、栽培、養殖、収穫、捕獲、開拓、加工前処理、加工、包装、保管 のうちの 1 つ、複数、もしくはすべての行動である。

15.「（食品）生産の初期段階」とは、栽培、養殖、収穫、捕獲、開拓の 1 つ、複数、もしくはすべての行動である。

16. 「（食品の）加工前処理」とは、生鮮食品をただちに食べられるようにすること、または、食品原料をつくること、または完成品を販売するために、栽培、養殖、収穫、捕獲、開拓されたものを処理することである。

17.「食品の安全危機」とは、食中毒、食品由来の疾病が発生すること、または、その他食品経由で直接人間の健康、生命に危害を与えるような状況が発生することである。

18. 「人間への汚染を引き起こす要因」とは、望まれない、（意図的に）食品に入れられるべきではない要素であり、食品安全に悪い影響を及ぼすものである。

19.「使用（賞味）期限」とは、食品が栄養的価値を保ち、かつ、生産者による指示により記された表示が記す保管条件下で安全を保証される期限のことである。

20. 「食品」とは、人間が食べる、飲むための製品であり、生鮮、加工前処理、加工、保管された状態のものである。食品には化粧品、たばこ、薬品のような物質は含まれないものとする。

21.「生鮮食品」とは、加工されていない食品のことであり、肉類、卵類、水産物、野菜、根菜、果物、その他の加工されていない食品のことである。

22. 「栄養強化食品」とは、公共の健康のために、または、公共の特定のグループの人間に、ビタミン、ミネラル、微量物質の欠乏を克服、予防するためにそれらを補充するための食品である。

23.「機能性食品」とは、人間の身体の機能を補助するための食品であり、身体のリラックス、抵抗力の強化、罹患リスクの減少を促すものであり、補助食品、健康食品、医学的な栄養食品を含むものとする。

24.「遺伝子組み換え食品」とは、遺伝子組み換え技術により遺伝子の組み換えを受けた 1 つ、もしくは、多くの成分を原料とする食品のことである。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

25. 「放射線照射食品」とは、食品の変質を処理、防止するために放射源による放射線を照射された食品のことである。

26. 「路上における食品」とは、ただちに食べる、飲むために加工される食品のことであり、実際には道路上、公共の場所、公共の場所に相当する場所において販売、陳列される形態の食品のことである。

27.「包装済み食品」とは、包装され、完璧な表示がされ、続けて加工される、または、ただちに食べられるために直接販売されることが可能な食品である。

28.「食品の原産地トレース」とは、食品が流通、形成される過程を探索することである。

第 3 条. 食品安全管理の原則

1. 食品の安全保証は、食品生産、食品取引を行う組織、個人が責任を持って行うものとする。

2. 食品生産、食品取引は次の条件を満たすものとする。 食品生産、食品取引を行う組織、個人は自らの生産取引する食品に対して責任を負わなければならないものとする。

3. 食品安全管理は、相応する技術基準、管轄の国家機関が公布する規定、および、生産を行う組織、個人が公布・適用する標準の基礎に基づかなければならない。

4. 食品安全管理は、食品安全に関して実施される危機分析の基礎に基づき、すべての生産工程、取引過程において、行われるものとする。

5. 食品安全管理は明確、かつ、各分野の協力を得て分担、分割されるように保証されなければならない。

6. 食品安全管理は経済社会の発展要求に応じなければならないものとする。

第 4 条. 食品安全に関する国家政策

1. 食料供給網に従い、食品安全保証に関する全体的な戦略・計画、そして、地方における食糧生産計画を作成することを最優先するものとする。

2. 食品安全保証の危機分析に関する科学研究、相応する技術分野の国家的なリソース、その他のリソースを活用する。地域の基準に相応する食品分析試験、または、国際的な基準に相応する食品分析試験を新しく確立し、既存の分析試験のレベルを高めていくものとする。 安全な食品原料生産が可能な地域の確立、農産物市場、工業的に家禽類を屠殺する事業所の設立への投資を援助するものとする。

3. 食品生産、食品経営を行う事業所が新技術導入、生産規模の拡大、食品の品質向上、食品中の微量必須栄養素の補給、商標の設立・登記、安全な食品供給システムの確立を行うことを奨励する。

4. GMP（医薬品、医薬部外品の製造管理、品質管理基準）、GAP（農業適正規範）、GHP （適正衛生規範）、HACCP（危害分析重要管理点）および、食品生産、食品取引の過程において進められている食品安全管理システムの法律の枠組みを確立し、かつ適用されなければならない道筋を実施できるようにとりまとめを行う。

5. 国際関係協力を拡大し、食品分野において（相互に）公認されている国際条約、国際合意の締結を推進する。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

6. 安全に食品生産、食品取引を行う組織、個人を適宜表彰する。

7. 国内の会合、協会、組織、個人、外国投資組織・個人のために食品安全の標準、技術基準、食品検査を確立するための奨励、条件作りを行う。

8. 安全な食品消費に関する国民の意識、公共に対する食品生産、食品取引を行う組織、個人の責任、および、道徳的な意識を高めるための情報、教育、伝達の方法、形式への投資、および、多様化を強化する。

第 5 条. 禁止行為

1. 食品加工のため、その食品に適合しない、ふさわしくない原料を使用すること。

2. 使用期限が過ぎた原料を使用すること。食品加工、食品生産のための安全保証がない原料、原料原産地・出所が明らかではない原料を使用すること。

3. 使用期限が過ぎた食品添加物、食品加工助剤を使用すること。使用許可を得ていない食品添加物、食品加工助剤を使用すること。または、使用許可を得ている食品添加物、食品加工助剤を使用許可限度量を超えて使用すること。原料原産地が不明な物質、食品生産、食品取引における使用禁止物質を使用すること。

4. 食品生産、食品取引において、病気、伝染病で死亡した動物、死亡原因が不明なまま処理された動物を使用すること。

5. 生産、取引:

a) 商品ラベル表示に関する法律規制に違反する食品。

b) 相応する技術標準に不適合である食品。

c) 変性した食品。

d) 毒性のある物質を有する食品、毒物に汚染された食品、許容汚染限界値を超えた汚染にさらされている食品。

e) 安全が保証されない包装、または、容器に入れられた食品、もしくは、輸送中における破損や変形のため汚染された食品。

f) 動物検疫検査を受けていない、動物検疫検査を受けたものの規定の水準に達していない肉類、肉類から加工される食品。

g) 伝染病予防、防止のため、生産、取引が許可されていない食品。

h) 規定適合公布書の登録を行わなければならないにもかかわらず、管轄の国家機関において規定適合公布書の登録を行っていない食品。

i) 原産地・出所が不明な食品、賞味期限切れの食品。

6. 食品原料、食品を輸送するために、食品汚染を引き起こす輸送方法、毒物の輸送後に十分な洗浄消毒を行わずに輸送する方法をとること。

7. 食品検査の結果に間違い、虚偽があった場合。

8. 食品安全事故の発生、その他各種の食品安全に関する違反に関して、現場で隠蔽作業、誤った行為、証拠の隠滅を行うこと。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

9. 伝染病に感染している人間が食品生産、食品取引に参加すること。

10. 法律の規定通りに、食品経営、取引を行う事業所が（食品）安全条件が十分であるという認証書を得ていないこと。

11. 消費者に対して、誤りがある、事実と反する食品の広告を行うこと。

12. 食品安全に関して誤った情報を広めることにより、社会に悪影響を与えること、または、食品生産、食品取引に損害を与えること。

13. 食品加工、食品生産、食品取引のために、車道、歩道、共用の廊下・中庭、共用スペースを違法に使用すること。

第 6 条. 食品安全法に違反した場合の処理

1. 食品生産、食品取引を行う組織、個人は、食品安全に関する法律に違反した場合、違反の程度と状況により、行政処分、または、刑事責任の追及を受ける。法律の規定に従い、損害を与えた場合は、賠償を行い、悪影響の克服に努めなければならないものとする。

2. 職務、権限を悪用する者、当法の定める他の食品安全に関する規定に違反した場合、その程度と状況に従い、行政処分、または、刑事責任の追及を受ける。法律の規定に従い、損害を与えた場合は、賠償を行い、悪影響の克服に努めなければならないものとする。

3. 当条第 1 項における規定違反の罰金は、行政処分に関する法律の規定に従って処理されるものとする。行政処分に関する法律の規定に従うことにより、行政処分における「一番重い罰金の適用は違反した食品価値の 7 倍より低い金額を課す」という規定のため、違反する食品価値の 7 倍を超えない罰金を課するものとする。法律の規定に従い、罰金は支払われるものとする。

4. 食品安全の分野において、政府は、当条の規定に関する違反行為への処罰の実施、形式、程度の細目を規定するものとする。

第 II 章
食品安全保証に関する組織、個人の権利と義務

第 7 条. 食品生産を行う組織、個人の権利と義務

1. 食品生産を行う組織、個人は、次の権利を有するものとする。

a) 自らが生産、供給する食品の標準を規定、公布すること。食品安全のための内部検査の適用方法を決定することができる。

b) 安全が保証されない食品の回収、処理において、食品取引を行う組織、個人へ協力を要請することができる。

c) 規定適合の認証を受けるため、適当な評価を有する組織、指定を受けている食品検査機関から選定できるものとする。

d) 法律の規定に従い、食品に対して、標準適合印、規定適合印、その他の製品に対する印、記標を使用するものとする。

e) 法律の規定により、クレーム、告訴、起訴を行うことができるものとする。

f) 法律の規定に従って損害賠償を得ることができるものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

2. 食品生産を行う組織、個人は次の義務を有するものとする。

a) 食品の安全保証条件、生産過程における食品の安全保証を遵守すること。自らが生産した食品の安全に関して責任を負うこと。

b) 公共の健康に影響を与える栄養強化食品に関する政府による規定を遵守すること。

c) 商品表示に関する法律の規定に従い、食品に添付する資料中、または、包装、ラベル上での製品に関する十分、かつ、正確な情報の提示を行わなければならない。

d) 食品生産の過程において、自主的に検査規定を設けること。

e) 食品安全に関して虚偽のない情報を提示、提供すること; 食品安全危機、食品取引を行う者、食品消費者のための予防方法に関する迅速、十分、正確な警告を発すること。 食品の輸送、留置、保管、使用に関する要求通知を行うこと。

f) 安全ではない食品、または、適用、公布されている標準、相応する技術基準に適合しない食品が発見された場合、迅速に生産を一時停止し、関連する各所へ通知するとともに、事態の克服に努めること。

g) 食品の原産地トレースに関する規定に従い、食品に関する書類、サンプル、必要な情報を保存すること。当法第 54 条の規定に従い、安全が保証されない食品の原産地トレースに関する規定を実施すること。

h) 賞味期限が切れた食品、安全を保証されていない食品を回収、処理すること。食品の処理を廃棄という形式により行う場合、環境保護に関する法律による規定、その他の関連する法律を遵守すること。廃棄に関わるすべての経費を負担しなければならないものとする。

i) 管轄の国家機関による監査、検査の法律規定、決定を遵守すること。

j) 当法第 48 条による規定に従い、サンプル取得の費用、食品検査にかかる費用を支払うこと。

k) 自らの生産する食品が被害を与えた場合、法律の規定により損害賠償を行うこと。

第 8 条. 食品取引を行う組織、個人の権利と義務

1. 食品取引を行う組織、個人は以下のような権利を有するものとする。

a) 食品安全衛生の品質を維持するための管理方法を決定できるものとする。

b) 安全が保証されない食品の回収、処理に関して、食品生産、食品輸入を行った組織、個人に協力を要請できるものとする。

c) 食品安全検査のために食品検査機関を選定することができるものとする。輸入食品に関する規定適合認定のために、指定を受けている食品検査機関から、選定できるものとする。

d) 法律の規定に従い、クレーム、告訴、起訴を行うことができる。

e) 法律の規定に従い、損害賠償を得ることができるものとする。

2. 食品取引を行う組織、個人は以下のような義務を有するものとする。

a) 取引過程において安全保証条件を遵守し、自らの取引する食品の安全に関して責任を負うこと。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

b) 食品の原産地・出所、食品のラベル、食品の安全に関する各種資料を検査すること。食品に関する書類を保存すること。当法第 54 条の規定に従い、安全が保証されない食品の原産地トレースに関する規定を実施すること。

c) 食品安全に関して虚偽のない情報を提示、提供すること。消費者のために食品を輸送、留置、保管、使用する際の安全保証条件に関して通知を行うこと。

d) 食品生産、食品輸入を行う組織、個人からの警告を受けた場合、食品安全が保証されないという危機情報、消費者のための予防方法を迅速に提供すること。

e) 安全ではない食品が発見された場合、迅速に取り扱いを一時停止し、食品生産、食品輸入を行った組織、個人に通知を行うこと。

f) 自らの取引する食物により食中毒、食品由来の疾病の発生が生じた場合、管轄の国家機関に速やかに報告するとともに、事態の克服に努めること。

g) 安全が保証されない食品によって発生した事態の克服、食品の回収、処理、食中毒の原因究明に関して、食品生産、食品輸出を行う組織、個人、管轄の国家機関と協力すること。

h) 管轄の国家機関の監査、検査に関する法律、決定による規定を遵守すること。

i) 当法第 48 条による規定に従い、サンプル取得の費用、食品検査にかかる費用を支払うこと。

j) 自らの取引する食品が被害を与えた場合、法律の規定により損害賠償を行うこと。

第 9 条. 食品の消費者の権利と義務

1. 食品の消費者は次のような権利を有するものとする。

a) 食品安全、賞味方法、輸送、保存、保管、選定、適切な食品の使用に関する正しい情報を得ることができる。食品に関して警告を受けた場合、食品の安全危機、予防方法に関する情報を得ることができる。

b) 法律の規定により、食品生産、食品取引を行う組織、個人が消費者の権利を守るように要求することができる。

c) 消費者の権利を守る法律の規定に従い、消費者権利団体が消費者の権利を守るように要求することができる。

d) 法律の規定に従い、クレーム、告訴、起訴を行うことができる。

e) 法律の規定により、安全ではない食品を摂取したことによる被害の賠償を得ることができる。

2. 食品の消費者は次のような義務を有するものとする。

a) 輸送、保存、保管、食品の摂取の過程において、食品生産、食品取引を行う組織、個人による食品安全に関する規定、指示を十分に遵守すること。

b) 安全ではない食品によって引き起こされた危機が発生した場合、迅速に情報提供すること。迅速に食中毒、食物由来の疾病について一番近くにある人民委員会、診療所、管轄の国家機関、食品生産、食品取引を行う組織、個人に警告を発すること。

c) 食品を摂取する過程において、環境保護の法律による規定を遵守すること。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 III 章

食品に関する安全保証条件

第 10 条. 食品安全保証の一般的な条件

1. 相応する技術標準規定に応じ、微小な病原体、残留農薬量、（獣医の投与する）動物用医薬の残留量、重金属類、汚染の原因となる物質、食品に含まれて人間の健康や生命を害する可能性を有するその他の化学物質に関する（許容）限度量に関する規定を遵守すること。

2. 食品の種類により、当条項第 1 項以外に、食品に関して、次の 1 つ、または、いくつかの規定に従わなければならないものとする。

a) 食品の製造・取引において使用される食品添加物、食品加工助剤の使用に関する規定。

b) 食品包装と表示に関する規定。

c) 食品保管に関する規定。

第 11 条. 生鮮食品に関する安全保証の条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

2. 当法第 54 条の規定に従い、原産地トレースを保証すること。

3. 動物検疫に関する法律の規定により、動物由来の生鮮食品に関しては、管轄の動物検疫機関の獣医による認証を得なければならないものとする。

第 12 条. 加工食品に関する安全保証条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

2. 食品を製造するための初期原料は、安全を保証され、そして、その元のそれぞれの属性を維持していなければならない。食品を製造するための各原料が人間の健康、生命に危害を及ぼすような相互的な影響を有してはならないものとする。

3. 市場で流通する前に、あらかじめ包装された加工食品は、管轄の国家組織の規定適合公布書に登録しなければならないものとする。

政府は、あらかじめ包装された加工食品についての規定適合公布書の登録および期限に関して、細目を規定するものとする。

第 13 条. 栄養強化食品に関する安全保証条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

2. 食品をつくるための初期原料は、安全を保証され、そして、その元のそれぞれの属性を維持していなければならない。 食品をつくるための各々の原料が人間の健康、生命に危害を及ぼすような相互的な影響を有してはならない。

3. 栄養強化食品としては、ビタミン、ミネラル、食品に含まれていて人間の健康と生命に危害を及ぼさない成分を有する微量物質で、保健省規定のリストに属するもののみに限る。

第 14 条. 機能性食品の安全保証条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

2. 成分の及ぼす作用が機能性を持つことへの科学的な情報、資料が公布されていること。

3. 初めて市場に流通する機能性食品の場合、製品の使用に関する効用試験の報告が必要とされるものとする。

4. 機能性食品の管理に関する細目は保健省が規定するものとする。

第 15 条. 遺伝子組み換え食品に関する安全保証条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

2. 政府の規定により、人間の健康、および、環境についての安全保証に関する規定を遵守すること。

第 16 条. 放射線照射食品に関する安全保証条件

1. 当法第 10 条にある規定の条件を遵守すること。

2. 放射線を照射する許可を得ている食品リストに属していること。

3. 放射線照射の必要量に関する規定を遵守すること。

4. 管理分担される領域に関しては、保健省、農村開発省、商工省が放射線照射許可食品のリストを公布、そして、食品に関する放射線照射量の許可を行うものとする。

第 17 条. 食品添加物、および、食品加工助剤に関する安全保証条件

1. 相応する技術基準に応じ、食品添加物および食品加工助剤に関する規定を遵守すること。

2. 製品を出荷した事業所によって、食品のラベル上にベトナム語で使用用途が記載されていること、または個々の製品にベトナム語で使用用途が記載されている資料を添付すること。

3. 食品添加物、および、食品加工助剤に関するリストに属し、保健省の規定により、食品生産中、食品取引中に使用を許可された食品添加物および食品加工助剤であること。

4. 市場に流通する前に、管轄の国家組織による規定適合公布書に登録しなければならないものとする。

政府は、食品添加物および食品加工助剤についての規定適合公布書の登録および期限に関して、細目を規定するものとする。

第 18 条. 食品用の器具、包装材料、容器の安全保証条件

1. 安全かつ保証された原料から生産されること。毒物の浸透、付着により汚染されていないこと。食品に異臭が移らないこと。賞味期限期間中、食品の品質を保証するものであること。

2. 相応する技術基準に応じ、食品用の器具、包装材料、容器は保健省の公布を遵守すること。

3. 市場に流通する前に、管轄の国家組織の規定適合公布書に登録を行わなければならないものとする。

政府は、食品用の器具、包装材料、容器についての規定適合公布書の登録および期限に関して、細目を規定するものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 IV 章

食品および食品取引における安全保証条件

第 1 目
食品生産および食品取引における一般的な安全保証条件

第 19 条. 食品生産事業所および食品取引事業所に対する食品安全保証条件

1. 食品生産事業所および食品取引事業所は、次の条件を保証しなければならないものとする。

a) ふさわしい場所と面積があり、中毒の発生源、汚染源、その他の危害を及ぼす要素から安全と考えられる距離を有していること。

b) 食品生産事業所、食品取引事業所が営業するために技術基準に達した十分な量の水を有すること。

c) それぞれ異なる食品の種類に応じて、原料を処理、加工、包装、保管、輸送するのに適当な設備を有すること。設備、器具、洗浄消毒方法、殺虫剤、危害を及ぼす昆虫や動物を防止する設備を有すること。

d) 環境保護に関する法律に従い、廃棄物処理、そして、廃棄物を輸送するためのシステムを有すること。

e) 食品安全条件を維持し、食品材料の原産地・出所に関する書類および食品生産、食品取引の全過程に関するその他の資料を保存するものとする。

f) 食品生産、食品取引に直接関与する人間の健康、知識、行動に関する規定を遵守すること。

2. 管理分担される領域に関しては、保健省、農村開発省、商工省が食品生産事業所、食品取引事業所に関する国家的な技術基準および食品の安全保証に関する規定を公布できるものとする。

第 20 条. 食品保管における食品安全保証条件

1. 食品生産事業所および食品取引事業所は次の食品保管に関する条件を保証しなければならないものとする。

a) （食品の）保管場所、保管方法は、保管する食品の種類により十分な面積を確保するものとする。また、保管過程において安全性、正確性を確保し、衛生を保持する技術を実現するものとする。

b) 温度、湿度、昆虫、動物、ほこり、異臭、環境等の（食品に）悪影響を与える原因からの影響を防止するものとする。適当な光量の下で保管するものとする。温度、湿度、その他の室内大気の条件をコントロール可能な専用設備、送風設備、食品の種類に応じて必要とされるその他の特別な保管条件を保つ設備を有するものとする。

c) 食品生産、食品取引を行う組織、個人に関する規定を遵守しなければならないものとする。

2. 食品の保管に関して管理分担される領域に関しては、保健省、農村開発省、商工省が食品の安全保証条件に関わる国家的な技術基準、細目を公布できるものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 21 条. 食品輸送における食品の安全保証条件

1. 食品輸送を行う組織および個人は、次の条件を保証しなければならないものとする。

a) 食品輸送においては、（輸送の使用手段の材質に関して）食品、食品の包装への汚染を引き起こさない材料、清潔さを容易に確保可能な材料を用いてつくられること。

b) （食品）生産、取引を行う組織、個人への指針に従い、食品輸送の全過程において、食品の保管条件を保証しなければならないものとする。

c) 食品を毒物または食品の品質へ悪影響を与える物質とともに輸送してはならない。

2. 一部の生鮮食品に関しては、管轄の国家組織が食品の輸送方法を規定するものとする。（一部の生鮮食品に関しては、）各都市において食品輸送を行う道路を規定するものとする。

第 22 条. 小規模な食品生産、食品取引における食品安全保証条件

1. 小規模な食品生産または食品取引を行う事業所は、次の食品安全保証条件を遵守しなければならないものとする。

a) 毒物の発生源、汚染の発生源から安全な距離を有していること。

b) 食品生産、食品取引を行うための技術的基準に達した十分な量の水が確保できること。

c) 食品生産、食品取引に適当な設備を有し、食品が毒物、汚染の影響を受けないようにすること。

d) 食品を加工前処理、加工、保管する際、原料、化学物質、食品添加物、食品加工助剤、食品用器具、包装材料を使用すること。

e) 食品生産、食品取引に直接関与する人間の健康、知識、行動に関する規定を遵守すること。

f) 環境に関する法律の規定に従い、廃棄物を収集、処理すること。

g) 食品の安全保証条件を維持し、食品の原産地トレースを保証した売買行為に関して情報を保持すること。

2. 小規模な食品生産および食品取引の管理が分担される領域に関しては、保健省、農村開発省、商工省が食品の安全保証条件に関わる国家的な技術基準、細目を公布できるものとする。

3. 各省、直轄市の人民委員会（以下、各省の人民委員会と総称するものとする）は、各省における小規模な食品生産および食品取引の食品安全保証条件に関して、地域における技術基準、細目を公布できるものとする。

第 2 目
生鮮食品の生産および取引における食品の安全保証条件

第 23 条. 生鮮食品を生産する事業所に関する食品の安全保証条件

1. 生鮮食品を生産する事業所は次の条件を保証しなければならないものとする。

a) 生産する食料の安全のため、耕作する土地、水源、生産地の条件を保証すること。

b) 栽培、養殖、肥料の分配、養殖の餌、農薬、動物用医薬、増長刺激剤、増量剤、生殖調節剤、防腐剤、その他、食品の安全に関するその他の化学物質に関する法律による規定を遵守しなければならない。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

c) 検疫、動物の解剖、殺害の際の獣医学的な衛生、栽培されている製品に対する植物検疫に関する規定を遵守しなければならないものとする。

d) 環境に関する法律による決定に従い、廃棄物の処理を行うこと。

e) 手洗い用洗浄剤、殺虫剤、消毒剤を使用する際、人間と環境の安全が保証されなければならないものとする。

f) 食品の安全保証条件を維持し、食品の原産地・出所に関する書類、その他の生鮮食品を生産する全過程における資料を保持すること。

2. 生鮮食品を生産する事業所に関しては、農業省が細目を規定するものとする。

第 24 条. 生鮮食品を取引する事業所に関する食品の安全保証条件

1. 生鮮食品を取引する事業所は次の条件を保証しなければならないものとする。

a) 当法第 18 条、第 20 条、第 21 条における食品用器具、包装材料、容器に関する安全保証条件、そして、保管中の安全保証条件、輸送中の安全保証条件を遵守すること。

b) 取引する場所の衛生を保証、維持すること。

2. 生鮮食品を取引する事業所に関しては、農業省が細目を規定するものとする。

第 3 目

加工前処理中の食品、食品加工、加工後の食品の取引に関する安全保証条件

第 25 条. 加工前処理および食品加工を行う事業所に関する食品安全保証条件

1. 当法の第 19 条の規定の条件を保証しなければならない。

2. 加工前処理、食品加工の過程において、汚染、汚染を引き起こす物質、毒物から汚染を受けないようにしなければならない。

第 26 条. 食品を加工する際の原料、食品添加物、食品加工助剤、栄養強化食品に関する食品安全保証条件

1. 食品加工のための原料は使用期限以内のものであり、原産地・出所が明確であり、安全が保証され、そのものが持つ属性を保持しているものでなければならない。食品を製造するための各々の原料は人間の健康、生命に危害を与えるような相互作用を有さないものでなければならない。

2. 食品を加工する際に使用する栄養強化食品、食品添加物、食品加工助剤に関しては、当法第 13 条、第 17 条の規定を遵守しなければならない。

第 27 条. 加工後の食品を取引する事業所に関する食品安全保証条件

1. 包装された加工食品を取引する事業所は次の条件を保証しなければならないものとする。

a) 食品の表示に関する規定を遵守すること。

b) 当法第 18 条、第 20 条の食品用の器具、包装材料、容器に関する安全保証条件を遵守すること。

c) 取引する場所の衛生を保証、維持すること。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

d) 生産を行う組織、個人への指針に従い、食品の保管を行うこと。

2. 包装されていない加工食品を取引する事業所は次の条件を保証しなければならないものとする。

a) 食品が食用に適さない状態になる、カビ、昆虫や動物の被害を受ける、ほこりが付着する、その他の汚染の原因になるというような状況に陥らないように、保証された方法を有すること。

b) ただちに食する食品に関して、飲食する前に、飲食のための器具、食料用の容器の洗浄、消毒を行うこと。

c) 食品の出所、製造月日に関する情報を有すること。

第 4 目
飲食サービスにおける食品安全保証条件

第 28 条. 飲食サービスのための食品の加工および食品取引を行う事業所に関する食品安全保証条件

1. 厨房は加工されていない食品と加工食品の間で汚染が発生しないことを保証するように配置されなければならない。

2. 食品加工、食品取引を行うための技術基準に達した十分な量の水を有すること。

3. ゴミ、廃棄物の収集用器具、廃棄用容器を有し、衛生状態を保証すること。

4. 店舗内の水まわりや厨房は排水、通気が行われ、水や空気が淀まないようにすること。

5. 食堂は風通しがよく、涼しく、十分な光量が確保でき、清潔な衛生状態が維持され、危害を与える昆虫や動物を防止する方法を持っていること。

6. 食品保管の設備、トイレ、手洗い所、廃棄物やゴミを処理する場所を有し、毎日清潔な状態に保たれること。

7. 厨房部門の最高位にある者は、食品安全保証に関する責任を負うものとする。

第 29 条. 飲食サービスのための食品加工、食品取引を行う事業所に関する食品安全保証条件

1. 生の食品に用いる器具・容器と加熱した食品に用いる器具・容器を別々にすること。

2. 調理用器具、食品加工用の器具は衛生かつ安全であることを保証しなければならない。

3. 飲食に用いられる器具は、安全な材料で製造されたものであり、かつ、きれいに洗浄され、乾燥保管されたものでなければならない。

4. 食品生産および食品取引に直接関与する者の健康、知識、行動に関する規定を遵守すること。

第 30 条. 加工中、保管中の食料の安全保証条件

1. 原産地が明確かつ安全を保証された食品および食品原料を使用すること。サンプルを保存すること。

2. 食品は安全、衛生を保証された状態で加工されなければならない。

3. 陳列された食品はガラス棚の中または衛生を保証された設備の中に置かれ、ほこり、雨、日差し、危害を及ぼす昆虫や動物の侵入を防止するようになっていなければならないものとする。机上または地面よりも高い位置にある台に置かれているものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 5 目

路上での食品取引における食品の安全保証条件

第 31 条. 路上で食品を陳列販売している場所における食品の安全保証条件

1. 毒物、汚染の源から隔絶されていなければならない。

2. 机上、台、棚、食品の安全衛生を保証する方法および路上での美観を保つように陳列販売されなければならない。

第 32 条. 路上での食品原料、飲食のための器具、食品容器、路上で食品の取引を行っている者に対する食品の安全保証条件

1. 路上で加工される食品のための原料は、食品の安全が保証され、原産地・出所が明確なものでなければならない。

2. 飲食のために用いられる器具および食品の容器は衛生安全を保証されていなければならない。

3. 食品に直接触れる包装や材料は、食品に浸透、付着して食品汚染を引き起こしてはならない。

4. 直射日光、雨、ほこり、危害を及ぼす昆虫や動物を避けるための設備を用いること。

5. 食品加工および食品取引を行うための技術基準に達した十分な量の水を有すること。

6. 食品生産および食品取引に直接関与する者の健康、知識、行動に関する規定を遵守すること。

第 33 条. 路上での食品取引における管理責任

1. 路上での食品取引における食品安全保証条件に関しては、保健省が細目を規定するものとする。

2. 各地域における路上での食品取引活動については、各レベルに応じた人民委員会が責任を持って管理を行うこととする。

第 V 章

食品生産、食品取引における食品安全に関する十分な条件の事業所への認証

第 34 条. 食品安全条件を満たす事業所の認証書の対象、発給、撤回の条件

1. 食品安全条件を満たす事業所の認定書は、次の条件を満たす場合に発給されるものとする。

a) 当法第Ⅳ章における規定に従い、食品生産、食品取引の種類により、適当な食品安全保証条件を満たすこと。

b) 経営許可書中に食品経営関連の事業登録がなされていること。

2. 当条第 1 項における規定条件を満たさない組織および個人は、食品安全条件を満たす事業所の認定書を撤回されるものとする。

3. 食品安全条件を満たす事業所の認定書の発給の範囲に属さない対象に関しては、政府が細目を規定するものとする。

第 35 条. 食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給、撤回の管轄

 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

管理が分担されている領域に属する場合、保健省、農村開発省、商工省の大臣が食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給、撤回の管轄の細目を規定するものとする。

第 36 条. 食品安全条件を満たす事業所の認証書発給のための書類、手順、手続き

1. 食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給を申請するための書類は次の通りである。

a) 食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給申請書。

b) 経営許可書の公証付きコピー。

c) 管轄の国家管理機関の規定による、食品安全衛生条件を保証する物質的な基礎、設備、器具に関する説明文書。

d) 県（huyen）レベル、もしくは、それ以上のレベルの医療診断所が発行する食品生産、食品取引を行う事業所の主人、食品生産、食品取引に直接関与する者の健康診断書。

e) 管轄の部署の大臣が規定した事項に従い、事業所の主人、食品生産、食品取引に直接関与する者が食品の安全衛生に関する研修を受講したという証明書。

2. 食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給手順および手続きは次の通りである。

a) 食品生産および食品取引を行う組織および個人は、食品安全条件を満たす事業所の認証書の発給のための申請書類を、当法第 35 条における管轄の国家機関に提出する。

b) 法定の書類を受け取った日から 15 日間以内に、管轄の国家機関は、食品生産、食品取引を行う事業所における食品安全が保証されているかどうか実際に検査する権利を有する。十分に条件を満たしている場合は、食品安全条件を満たす事業所の証明書を発給する。不交付の場合は、文書による回答において明確な理由を述べなければならないものとする。

第 37 条. 食品安全条件を満たす事業所の証明書の有効期限

1. 食品安全条件を満たす事業所の証明書は 3 年間有効である。

2. 食品生産および食品取引を継続する場合、食品安全条件を満たす事業所の証明書が期限切れになる 6 ヶ月前に、食品生産および食品取引を行う組織および個人は、食品安全条件を満たす事業所の証明書を再申請するための書類を提出しなければならない。再発給のための書類、手順、手続きは当法第 36 条の規定に従い実施されるものとする。

第 VI 章

食品の輸出入

第 1 目

輸入食品に関する安全保証条件

第 38 条. 輸入食品に関する安全保証条件

1. 輸入食品、食品添加物、食品加工助剤、食品用器具、包装材料および容器は、当法第 III 章における規定に相応する条件および次の条件を遵守しなければならないものとする。

a) 輸入前に管轄の国家機関において規定に適合することの公布書を登録しなければならない。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

b) 管轄の省の大臣が規定する事項に従い、検査機関の指定を受け、それぞれの食製品のロットごとに、「輸入に要求されるレベルに到達していることの確認通知書」の発行を受けなければならない。

2. 当条第 1 項において規定される条件以外に、機能性食品、栄養強化食品、遺伝子組み換え食品および放射線照射食品に関しては、政府の決定に従い、自由流通認定書または医学的な証明書を有さなければならない。

3. ベトナムにおいて、輸入食品、食品添加物、食品食品加工助剤、食品用器具、包装材料および容器に適用する相応する技術基準が存在していない場合、ベトナム社会主義共和国が成員として加入している国際的な条約、国際的な要求が適用されるものとする。

第 39 章. 輸入食品の食品安全に関する国家検査

1. 輸入食品、食品添加物、食品加工助剤、食品用器具、包装材料および容器は、食品安全に関する国家検査を受けなければならない。ただし、政府の規定により、一部の食品に関しては、食品安全に関する国家検査を免除する。

2. ベトナムと食品安全相互認定に関して国際条約を締結している国から輸入された食品で食品安全認定が行われているものに関しては、軽減された検査が適用されるものとする。ただし、食品安全に関するベトナムの法律の規定に違反する警告、徴候がある場合はその限りではない。

3. 政府は、輸入免除が実施される国、輸入される一部の食品の安全に関する検査免除の細目を規定する。 ベトナムへ食品を輸出する国における食品検査の手続き、手順は、ベトナム社会主義共和国が成員となっている国際条約に従うものとする。

第 40 条. 輸入食品に対する国家検査の手順、手続き、方式

1. 輸入食品、食品添加物、食品加工助剤、食品用の容器、包装材料、容器に関する食品安全の国家検査の手順、手続きは、製品、商品の品質に関する法律による規定および次の規定に従うものとする。

a) 食品安全検査登録書を有する場合にのみ、保税地域（倉庫）への受け渡しができるものとする。

b) 輸入要求レベルに到達している食品の結果確認通知書を有する場合にのみ、通関業務を受けられるものとする。

2. 輸入食品、食品添加物、食品加工助剤、食品用の容器、包装材料および容器に関する食品安全の国家検査の方式は、次の通りである。

a) 厳重な検査

b) 通常検査

c) 軽減された検査

3. 管理が分担される領域においては、輸入食品、食品添加物、食品加工助剤、食品用の容器、包装材料、容器に関する食品安全検査を行う国家機関、国家による検査方式の適用の細目は、保健省大臣、農村開発省大臣、商工省大臣が規定するものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 2 目

輸出食品に関する安全保証条件

第 41 条. 輸出食品に関する安全保証条件

1. ベトナムの食品安全保証の条件に応じること。
2. 関連する国家、地区領土への適合性評価の結果を相互に承認する内容の契約書、国際的な条約、国際的な同意に従い、輸入国の食品の安全に関する規定に適合させるものとする。

第 42 条. 輸出食品に関する認定

1. ベトナムの管轄の国家機関は、輸入国の要求がある場合には、自由流通認証書、医学的な証明書、原産地証明書、または、その他の輸出食品に関連がある認証書を発行するものとする。

2. 管理が分担される領域においては、保健省大臣、農業農村開発省大臣、商工省大臣は、当条第 1 項により規定された各種類の認証書の発給手続き、記録文書の細目を規定する。

第 VII 章

食品広告、商品表示

第 43 条. 食品広告

1. 広告に関する法律の規定に基づき、広告サービス経営者、食品生産、食品取引を行う組織および個人によって食品広告を行うものとする。
2. 広告を登録する前に、広告の内容確認のため、食品広告を行うことを必要としている組織および個人は、管轄の国家管理機関に登録書類を提出しなければならない。
3. 広告の発行者、広告サービスの経営者、食品広告を行うことを必要としている組織および個人は広告内容を審査し、内容確認を行った広告のみを掲載する。

管理が分担される領域においては、保健省大臣、農業農村開発省大臣、商工省大臣は、食品広告の登録、広告、審査、手順、内容確認の手続きに関する細目を規定する。

第 44 条. 食品のラベル表示の記載

1. ベトナムにおいて食品、食品添加物、食品加工助剤の生産、輸入を行う組織、個人は、商品のラベル表示に関する法律の規定により、食品のラベル表示の記載を実施しなければならない。

製品の種類により、ラベルに記載される使用期限（賞味期限）は、「使用（賞味）期限」、「～日までが使用（賞味）期限」、「～までに使用（賞味）するのが望ましい」と表示されるものとする。

2. 当条第 1 項における規定以外に、機能性食品、食品添加物、放射線照射食品、遺伝子組み換え食品は、以下の規定を守らなければならない。

a) 機能性食品に対しては機能性食品であることを明記しなければならない。いかなる形式においても、病気治療の効用を記載してはならないものとする。

b) 食品添加物に対しては食品添加物であることを記載しなければならない。食品添加物の使用方法、使用量、使用範囲に関する情報を記載しなければならない。

c) 放射線照射食品に対しては放射線照射食品であることを明記しなければならない。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

d) 遺伝子組み換え食品に対しては遺伝子組み換えの食品であることを明記しなければならない。

3. それぞれの時期における社会、経済の状況に基づき、政府は、食品のラベル表示、食品の使用期限に関する細目を規定する。政府は、遺伝子組み換え食品のラベル表示、食品中の遺伝子組み換え食品成分の割合についての食品ラベル表示に関する細目を規定する。

第 VIII 章

食品検査、食品安全に対する危機分析、食品安全事故に関する予防・防止・克服

第 1 目

食品検査

第 45 条. 食品検査に関する要求

1. 食品検査は次の各場合において実施される。

a) 食品生産、食品取引を行う組織および個人ならびに関連する組織および個人の要求によって実施されるものとする。

b) 食品安全に関する国家管理活動の実施。

国家管理活動により実施された食品検査は、管理を行う省の大臣により指定された食品安全検査機関により実施される。

2. 食品安全検査は以下の要求を保証しなければならない。

a) 客観性および正確性。

b) 専門の技術に関する規定の遵守。

第 46 条. 食品検査機関

1. 食品検査機関は次の条件に従う。

a) 分析実験検査の基礎に関する国家的標準、国際標準からの要求を満たす組織機構、技術能力を有すること。

b) 国際規定、国際水準の要求に適合する管理システムの確立、維持。

c) 適合水準、適合認定の認証を実施する場合においては、管轄の国家機関による技術的水準、技術的基準に関する適合性評価実施の登録を行うこと。

2. 食品分析試験検査を実施する食品分析試験検査機関は、検査費用を徴収し自らの実施する食品分析試験検査の結果に関して法的な責任を負わなければならない。

3. 管轄の部署の管理を行う省の大臣は、当条第1項において規定された食品検査機関の細目を規定する。

第47条. 食品安全に関する紛争を解決する食品検査

1. 紛争を解決する管轄権を有する機関は、紛争の内容に関して、食品検査を実施するため、証拠を検査する食品検査機関を指定する。証拠を検査する食品検査機関の分析結果は、食品安全に関する紛争の解決に用いられる。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

2. 証拠の検査のため指定される食品検査機関は、国家の分析機関であり、当法第 46 条第 1 項に従った十分な条件を有する。

3. 管理する部署の省の大臣は、証拠を検査する食品検査機関の品目リスト、活動の十分な条件の検査に関する条件を規定する。

第48条. サンプル取得費用と食品検査の費用

1. 食品安全の監査、検査のためのサンプル取得費用と食品検査の費用は、監査および検査を決定する機関によって支払われる。

2. 食品検査の結果に基づき、食品安全の監査および検査を規定する機関が、食品生産、食品取引を行う組織または個人が食品安全に関する法律の規定に違反しているという結論を出した場合、違反を犯した組織または個人は、サンプル取得費用と監査および検査のための食品検査の費用を支払わなければならない。

3. サンプル品取得、食品検査を要求する組織および個人は、サンプル取得費用と食品検査の費用を自ら支払わなければならない。

4. 食品安全に関する紛争、クレームにおいて、サンプル品取得費用および食品検査の費用は、起訴、クレームを行った者により支払われるものとする。食品検査の結果が食品生産、食品経営を行う組織または個人の食品安全の違反を肯定した場合、違反を犯した組織または個人は、サンプル品取得費用および紛争における食品分析試験の費用を起訴、クレームを行った者に支払わなければならない。

第 2 目

食品安全に関する危機分析

第 49 条. 食品安全危機における分析対象

1. 高い割合で中毒を起こす食品。

2. 検査用サンプル食品の食品安全に関する技術標準に違反する割合が高いと認められるもの。

3. 汚染を引き起こしたことが疑われる食品の仲介場所、生産事業所、食品経営の事業所。

4. 管理の要求に従い、危機分析が可能な食品、生産事業所、食品経営の事業所。

第 50 条. 食品安全に関する危機分析の活動

1. 食品安全に対する危機分析には、食品安全危機に関する評価、管理、伝達活動を含むものとする。

2. 食品安全に関する汚染の評価は次のものを含むものとする。

a) 微生物学的、化学的、物理学的な要因に分類することにより、食品安全に関する危機を調査、検査、確定する。

b) 公共の健康に影響を及ぼす食品安全危機の健康への影響、程度、影響範囲に関してそれぞれの危機を確定する。

3. 食品安全に対する危機の管理は次のものを含む。

 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

a) 食品供給チェーンの工程における食品安全の危機を（最小限度に）抑える方法を実施する。

b) 他の食品経営、生産活動、飲食サービスの経営において、食品安全に対する危機を抑えるために検査、協力を行う。

4. 食品安全に関する危機の伝達には、次のものを含む。

a) 食品安全に対する危機に関して国民の責任意識、認識を高めるため、安全ではない食品が引き起こす食中毒事件、食品由来の疾病の発生を防止する方法に関する情報を提供する。

b) 食品安全に対する危機の予報、通報、食品由来の疾病、食品安全に対する危機のが発生した際の情報通知システムを確立する。

第 51 条. 食品安全危機分析の実施の責任

当法第 49 条、第 50 条の規定に従い、管理を分担された領域においては、保健省、農村開発省、商工省が食料安全に関する危機分析を実施するものとする。

第 3 目
食品安全に関する食品事故の予防・防止・克服

第 52 条. 食品安全事故の予防、防止

1. 迅速な予防方法を講じるため、組織、個人は食品安全事故に関連する徴候を発見した場合、即時に管轄の国家機関、一番近くの人民委員会、病院、診療所へ通報すること。

2. 食品安全事故の予防、防止方法は次のものを含む。

a) 食品生産、食品取引、食品使用（賞味）の過程における安全保証

b) 食品生産、食品取引を行う組織、個人、消費者への食品安全に関する知識、実践の教育、伝達、普及。

c) 食品生産、食品取引における食品安全監査、検査。

d) 食品汚染の危機分析。

e) 食品安全に関するデータの蓄積、考察、調査。

f)食品サンプルの保存 。

3. 地方において、各レベルの人民委員会は当該地方の範囲における食品安全の事故の防止方法、予防方法を実施する責任を負う。

4. 保険省、農村開発省、商工省は、食品安全の事故の予防、防止、監査のプログラムを実施するものとする。管理分業される分野においては、ベトナムへの危機を及ぼす国外における食品安全に関する事故に対する予防、防止方法を実施する。

5. 保険省が主管し、関連ある幹部、部署と業務分担し、食品安全事故に関する情報システムを確立する。

第 53 条. 食品安全事故の克服

 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

1. 迅速に克服方法を講じるため、組織および個人は、ベトナムに影響を与える国内外で発生した食品安全事故を発見した場合、保険省、農村開発省、商工省、一番近い地方の人民委員会、病院へ通報しなければならない。

2. 食品安全に関する事故の克服方法には次のものがある。

a) 人間の健康、生命に危害を引き起こす食品由来の疾病を発見した場合、迅速に治療して、救急行為を行うこと。

b) 食中毒の調査、食中毒、食品由来の疾病の原因の確定、食中毒、食品由来の疾病を引き起こした原因を探索すること。

c)市場において流通している食中毒、疾病の原因となる食品の一時的な生産、取引の一時停止。食中毒、疾病の原因となる食品の処理、回収。

d) 関連する組織および個人に食中毒、食品由来の疾病を通知すること。

e) 食中毒、食品由来の疾病を引き起こす危機を予防する方法の実施。

3. 地方において、各レベルの人民委員会は食品安全事故の克服方法の実施。

4. 保険省の大臣は次の責任を負う。

a) 食品安全事故が発生した際の通知の細目を規定する。

b) 国外で発生した食品安全に関する危機がベトナムに影響を及ぼすことを防止する方法を監督し、関連を有する幹部、部署と業務分担を行う。

5. 食品供給を行う組織および個人は、食中毒を引き起こした場合、民法の規定に従い、食中毒になった人々の治療費用全額を支払い、損害賠償を行わなければならない。

第 4 目

安全が保証されない食品の原産地トレース、食品の回収、処理

第 54 条. 安全が保証されない食品の原産地トレース

1. 食品生産、食品取引を行う組織および個人によって生産、取引された安全が保証されない食品に対して、原産地のトレースを以下の場合に実施する。

a) 管轄の国家機関が要求する場合。

b) 食品を生産する組織および個人が安全が保証されないことを自主的に発見する場合。

2. 安全が保証されない食品に対して原産地をトレースする食品生産、経営の組織個人は、次の行為をしなければならない。

a) 安全が保証されない食製品のロットの確定および通知。

b) 食品を取引している代理店に安全が保証されない食品の量、食製品のロットの量、実際の在庫量、市場で流通している量の報告の要求。

c) 管轄の国家機関により、処理方法およびリコール計画の実施、報告をすること。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

3. 管轄の国家機関は安全が保証されない食品の原産地トレースを検証、監督する責任を有する。

第 55 条. 安全が保証されない食品に関する回収と処理

1. 次の食品は回収されなければならないものとする。

a) 市場で販売されている賞味期限切れの食品。

b) 相応する技術基準に適合しない食品。

c) 正式な使用認可を得ていない新技術による食品。

d) 保管、輸送、取引の過程において破損、腐敗した食品。

e) 使用禁止物質が使用されている食品または規定の許容限度を超過した物質が使用されている食品。

f) 国際組職、他国、輸出する国の管轄権を有する官庁が人間の健康、生命を害すると通知した食品。

2. 安全保証されない食品の回収は次のような形態がある。

a) 食品の生産および取引を行う組織、個人が自主的にする回収。

b) 管轄の国家機関が、安全が保証されない食品の生産および取引を行う組織、個人に対して行う強制的な回収。

3. 安全性が保証されない食品の処理には次のような形態がある。

a)製品の誤謬、ラベルの誤謬の改善。

b) 使用目的の変更。

c) 再生産。

d) 焼却処分。

4. 管轄の国家機関が定める期限において、安全が保証されない食品の生産および取引を行う組織および個人は、回収される食品を公表、通知する責任があり、安全が確認されない食品の回収と処理の責任に同意するものとする。安全が保証されない食品を回収、処理するすべての費用の支払いに同意するものとする。

回収期限が過ぎた場合、食品の生産および取引を行う組織、個人が回収を実施しなければ、法律の規定に従って強制的に回収されるものとする。

5. 管轄の国家機関には次のような責任がある。

a) 安全保証に関する違反の程度に基づき、安全が保証されない食品の処理、回収を規定する。

b) 安全が保証されない食品の回収を監督する。

c) 法律規定に従い、食品安全への違反の処罰を行う。

d) 公共の健康に対して食品が深刻な影響を引き起こす場合または緊急の場合において、国家機関は食品の回収と処理を直接実施し、安全が保証されない食品の生産および管理を行う組織、個人に対して、食品の回収処理の費用の支払いを請求する権限を有するものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

6. 管理分担される領域において、保健省、農村開発省、商工省の大臣は、安全が保証されない食品の回収、処理に関する細目を規定するものとする。

第 IX 章
食品安全に関する情報、教育、伝達

第 56 条. 食品安全に関する情報、教育、伝達の目的と要求

1. 食品安全に関する情報、教育、伝達は、食品安全の知識を高め、食品安全を脅かすような行為、風俗、生産習慣、時代遅れの食習慣を改善し、人間の健康、生命を守ることへの貢献、経営道徳、食品の生産および取引を行う組織および個人の、食品消費者の健康、生命に対する責任感を高めることを目的とする。

2. 食品安全についての情報、教育、伝達は以下のことを保証しなければならないものとする。

a) 正確性、適切な期限、明確性、簡易性および実効性。

b) 伝統、文化、民族性、宗教、社会道徳、信仰および風俗習慣との適合性。

c) 各種広告対象への適合性。

第 57 条. 食品安全に関する情報、教育および伝達の内容

1. 食品安全に関する知識、法律を発信、伝達する。

2. 食中毒の危機や食品由来の疾病の原因、認識方法および食品安全に関する事故を防ぎ避ける方法。

3. 安全が保証されている食品生産、食品取引の模範例に関する情報、安全が保証されない食品の回収、食品安全の法律に重大な違反をする企業に対しての処分。

第 58 条. 食品安全に関する情報、教育、伝達に接触する対象

1. 組織、個人は食品安全に関する情報、教育および伝達を受ける権利を有する。

2. 次の対象に、食品安全に関する情報、教育および伝達を受けることを優先させるものとする。

a) 食品の消費者。

b) 食品生産、食品取引を行う事業所で管理者の地位にある者。直接に食品の生産、取引に従事する者。

c) 生鮮食品の食品生産及び食品取引を行う組職、個人。小規模な食品生産および食品取引を行う組職、個人。経済社会的な条件が厳しい地域の住民。

第 59 条. 食品安全について情報、教育および伝達の形態

1. 食品管理に関する管轄の国家機関により実施されるものとする。

2. マスメディアを通じて実施されるものとする。

3. 国民教育の基礎教育における教育、学習と合同で実施されるものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

4. 文化活動、公共の生活、社会的その他の大衆文化的な団体、組織を通じて実施されるものとする。

5. 管轄の省において設けられる食品安全に対する質疑応答の場を通じて実施されるものとする。

第 60 条. 食品安全に関する情報、教育、伝達における責任

1. それぞれの機関、組職、グループは、自らの任務と権限において、食品安全に関する情報、教育および伝達を実施する責任を有する。

2. 保健省、食品安全に関する政策、科学、情報の提供に関係する機関の省の大臣および機関の最高責任者は指導の責任を有する。食品安全に関する誤った情報はただちに撤回する。

3. 情報通信省の大臣は、マスメディアに対して、常時、食品安全に関する情報を提供する番組、他の番組・プログラムの間に食品安全に関する情報、伝達を挿入するように指導する責任を有する。

4. 教育訓練省の大臣は、保健省の大臣、関連する分野の大臣とともに協力して、他の教育内容と結び付きが深い食品安全について教育内容を作成を指導する責任を有する。

5. 各レベルの人民委員会はその地区の住民に食品安全に関する情報、教育および伝達を行う責任を有する。

6. マスメディアは、情報通信省の大臣の規定に従い、ラジオ、テレビ、電子新聞、印刷された新聞（での規定の位置、分量）上において、食品安全に関する情報、教育、伝達を（放送）時間、分量に関して、優先的に扱う責任を有する。マスコミは、食品安全に関する情報、教育、伝達に関する費用を徴収してはならない。ただし、番組、プログラムが国内、国外の組織、個人によってスポンサー契約されている場合は、個別の契約書に従うものとする。

7. ベトナム祖国戦線、社会組職および団体は自らの責任範囲によって食品安全に関する情報、教育および伝達を行う責任がある。

第 X 章
食品安全に関する国家管理

第 1 目
食品安全に関する国家の管理責任

第 61 条. 食品安全に関する国家の管理責任

1. 政府は食品安全に関して統一的な国家管理を行うものとする。

2.保健省は、 政府に対して、食品安全に関する国家管理の実施に関して責任を負うものとする。

3. それぞれの幹部または機関は、その任務と権限の範囲で、保健省が食品安全に関する国家管理を実施することへ協力の責任を負うものとする。

4. 各レベルの人民委員会は、地域における食品安全に関する国家管理を実施することとする。

第 62 条. 保健省の食品安全に関する国家管理の責任

 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

1. 責任に関する共通事項

a) 管轄の国家機関が食品安全に関する国家戦略、全体計画の公布および実施を確立、提出することを監督する。

b) 食製品、食品用の器具、包装材料および容器に対する安全基準の（許容）限界値と詳細に関する国際技術基準を公布する。

c) 食品安全管理に関する定期および不定期の報告を各省の人民委員会に求めること。

d) 食品生産および食品管理を行う事業所に対する食品安全の一般的条件を規定すること。

e) 食品安全に関する伝達、法律教育の実施について指導を行うこと。食中毒、食品事故の警告を発すること。

f) 必要に応じて、管理の範囲において、食品生産、食品の輸出入、食品取引のすべての過程における不定期の監査、検査を行うものとする。

2. 専門分野における管理責任

a) 管理分担される領域において、管轄の国家機関が食品安全に関する戦略、政策、計画および法律を公布、実施することを監督する。

b) 食品添加物、食品加工助剤、密封された飲料、ミネラルウォーター、機能性食品その他、政府の規定によるその他の食品に関して、生産、加工前処理、加工、保管、保存、輸出入および取引のすべての過程において食品安全管理を行う。

c) 管理分担される領域において、食品生産、食品加工および食品取引の過程において使用されている食品用の器具、包装材料および容器に関する食品安全の管理を行う。

d) 管理分担される領域において、食品生産、食品の輸出入および食品取引の過程において、食品安全に関する監査、検査、法律違反への処分を行うものとする。

第 63 条. 農村開発省の責任

1. 管理分担される領域において、管轄の国家機関が食品安全に関する戦略、政策、計画および法律を公布、実施することを監督する。

2. 食品生産の初期段階である農産物、林産物、海産物および塩に関する食品安全管理を行う。

3. 穀物、肉類、肉を使用する製品、水産物、水産物を使用する製品、野菜、根菜、果物および、野菜・根菜・果物を使用する製品、卵、卵を使用する製品、原乳、蜂蜜、蜂蜜を使用する製品、遺伝子組み換え食品、塩、その他政府の規定による他の農業食品に対して、生産、収穫、屠殺、加工前処理、加工、保管、輸送、輸出入および取引のすべての過程において、食品安全管理を行うものとする。

4. 管理分担される領域において、食品生産、食品加工および食品取引の過程において使用されている食品用の器具、包装材料および容器に関する食品安全の管理を行うものとする。

5. 管理分担される領域において、食品安全管理業務に関する定期および不定期の報告を行うものとする。

6. 管理分担される領域において、食品生産、食品の輸出入および食品取引の過程において、食品安全に関する監査、検査および法律違反への処分を行うものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

第 64 条. 商工省の責任

1. 管理分担される領域において、管轄の国家機関が食品安全に関する戦略、政策、計画および法律を公布、実施することを監督する。

2. 各種酒類、ビール、清涼飲料水、加工した牛乳、植物油、粉加工製品、澱粉加工食品、その他政府の規定による食品に関して、生産、加工、保管、輸送、輸出入および取引のすべての過程において食品安全管理を行うものとする。

3. 管理分担される領域において、食品生産、食品加工および食品取引の過程において使用されている食品用の器具、包装材料および容器に関する食品安全の管理を行う。

4. 市場・スーパーマーケット、市場・スーパーマーケットにおける食品取引条件の規定に関する政策、計画を公布する。

5. 食品流通、取引の過程において、偽造食品、ビジネス上の虚偽を防止することの監督を行う。

6. 管理分担される領域において、食品安全管理の作業に関する定期および不定期の報告を行うものとする。

7. 管理分担される領域において、食品生産、食品の輸出入および食品取引の過程において、食品安全に関する監査、検査および法律違反への処分を行うものとする。

第 65 条. 各レベルの人民委員会の管理責任

1. 地方における法律、技術基準を権限により公布または管轄の国家機関に届出を行うものとする。食品供給網すべてにおける管理が実施されることを保証するために、地域における計画、安全な食品生産を行う営業所の確立、実施を行うものとする。

2. 地域における食品安全管理の責任を負うものとする。 小規模な食品生産および食品取引を行う事業所、路上における食品、食品取引を行う事業所、地域における食品取引の事業所、飲食サービス、地域の市場における食品の安全、管理の対象とされている対象に関する食品安全保証条件の管理を行うものとする。

3. 地域における食品安全管理業務に関して、定期、不定期の報告を行うものとする。

4. 地域における食品安全保証事業のために、人材のレベルを高められるように人材、組織の配置を行うものとする。

5. 公共および食品消費者の意識に対して、広報、教育および伝達を実施して、食品安全に関する知識、食品安全に関する法律を執行する意識、食品生産、食品取引を行う組織、個人の食品安全管理に関する責任意識を高めていくものとする。

6. 管理地域において食品安全に関する監査、検査および法律違反への行政処分を行うものとする。

第 2 目
食品安全監査

第 66 条. 食品安全監査

1. 食品安全監査は専門的な監査を行うものとする。食品安全監査は、法律の規定に従い、保健省、農村開発省および商工省が行うものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

2. 食品安全保証業務において、食品安全監査業務を担当する幹部の人的能力とその他関連する食品安全保証を行う人的能力の配分を規定するものとする。

第 67 条. 食品安全に関する監査内容

1. 管轄の国家管理機関が、食品生産、食品取引、食品に関する技術基準、規定を実施するものとする。

2. 食品の生産・管理および食品に関して、食品安全関連の標準は、食品生産を行う組織、個人が公表、実施するものとする。

3. 管理範囲における食品広告、商品表示。

4. 食品安全に関する規準適合性認定、食品検査。

5. 食品安全に関する法律が規定するその他の行為。

第 3 目
食品安全検査

第 68 条. 食品安全検査の責任

1. 管轄の省に属する食品安全管理機関は、当法第 61 条、第 62 条、第 63 条および第 64 条に従い、食品生産、食品管理における検査を実施するものとする。

2. 各省における人民委員会に属する食品安全管理機関は、管轄の省による規定および人民委員会による業務分配により、食品生産、食品管理における検査を実施するものとする。

3. 多くの管轄分野にまたがる食品安全性検査や地方における食品安全性検査のように管轄分野が複数にまたがる検査の場合、（検査を実施する）機関は、関連する幹部の所属機関、管轄の省の機関、各省の機関と責任を分担することにより、検査の実施を監督する。

4. 食品安全検査は次の原則を保証しなければならないものとする。

a) 客観性、正確性、公開性、明白性または差別的な取り扱いを行わないこと。

b) 正式な結果を得るまで、機関、食品の生産、管理を行う組織、個人に関する情報、資料、検査結果には秘密を厳守すること。

c) 食品生産、食品管理を行う組織、個人に迷惑、邪魔をかけてはならない。

d) 検査結果、関連する結論に関して法的責任を負うこと。

5. 国家により分担される範囲において、管轄の省の大臣は食品安全検査に関する細目を規定するものとする。

第 69 条. 食品安全検査において食品安全管理を行う機関の権限と任務

1. 食品安全管理を行う機関は、自らの任務、権限の範囲で、食品の安全検査において、次の権限を有するものとする。

a) 不定期に検査を実施する検査団の計画に従い、食品安全管理を行う機関の設立が決定されるべきものとする。

b) 安全が保証されない食品による危険性を警告する。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

c) 製品、商品の品質に関する当法第 30 条、第 36 条および第 40 条の規定に従い、食品安全検査過程における違反を処理する。

d) クレーム、告訴に関する法律の規定により、検査団による決定、検査団の構成員の行為に関してクレーム、告訴という解決手段を行使できるものとする。

2. 食品安全管理を行う機関は、自らの任務、権限の範囲で、食品の安全検査において、次の任務を有するものとする。

a) 毎年の検査計画を立て、決定権限を有する国家機関に提出すること。

b) 輸入食品安全検査登録書類を受け入れること。輸入食品に関して食品安全保証条件の確認を行うこと。

c) 食品の生産、取引の一時停止、食品の封印、食品の安全性が保証されない食品の広告の一時的な停止を検査団の報告を受けた日より遅くても 3 労働日内に処理を決定すること。

第 70 条. 検査団

1. 検査団は、食品安全管理を行う機関の機関長がプログラムや計画を立案、決定し、管轄の国家機関による承認を受けるものとする。突然の検査要求に応じる場合もあるものとする。

2. 食品安全検査の過程において、検査団は以下の任務、権限を有するものとする。

a) 食品の生産、管理を行う組織、個人に各種資料の提出を要求すること、製品、商品の品質に関する当法第 30 条、第 36 条および第 40 条の規定に従い検査過程における違反の処分を行うこと。必要に応じて、当項の規定により、資料の公証付きコピーを提供させることができる。

b) 必要に応じて、食品検査結果を取得すること。

c) 市場における検査過程で不適合な内容がある場合、食品を封印、不適合な食品を一時的に販売停止、不適合な食品の広告を一時的に停止することとする。食品を封印、不適合な食品を一時的に販売停止、不適合な食品の広告を一時的に停止してから、24 時間を超えない時間内に食品安全管理を行う機関に報告しなければならないものとする。

d) 食品生産、食品取引を行う組織や個人に公表し、適用している標準や技術基準、相応する条件に関する規定に不適合な場合は、克服や修正を行うようにすること。

e) 当法第 69 条に規定される権限に従い、食品安全管理を行う機関に処理を提議すること。

f) 検査が実施されるとき、当法第 68 条第 4 項にある規定の検査原則を保証すること。

g) 食品安全管理を行う機関に正確かつ迅速に検査結果を報告すること。

第 XI 章
施行に関する条項

第 71 条. 当法の効力

当法は 2011 年 7 月 1 日より施行されるものとする。

禁無断転載 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.

食品安全衛生に関する法令、法令番号 12/2003/PL-UBTVQH11 は、当法が効力を有する日より、失効するものとする。

第 72 条. 施行にあたっての細目、指針の規定

国家管理の要求に応じるため、政府は法律の各条項の実施、当法に関するその他の必要とされる内容の説明に関して細目、指針を定めるものとする。

当法はベトナム社会主義共和国の第12回国会、第7回会期において2010年6月17日に成立したものである。

国会主席
Nguyễn Phú Trọng

 Copyright (C) 2020 JETRO. All rights reserved.